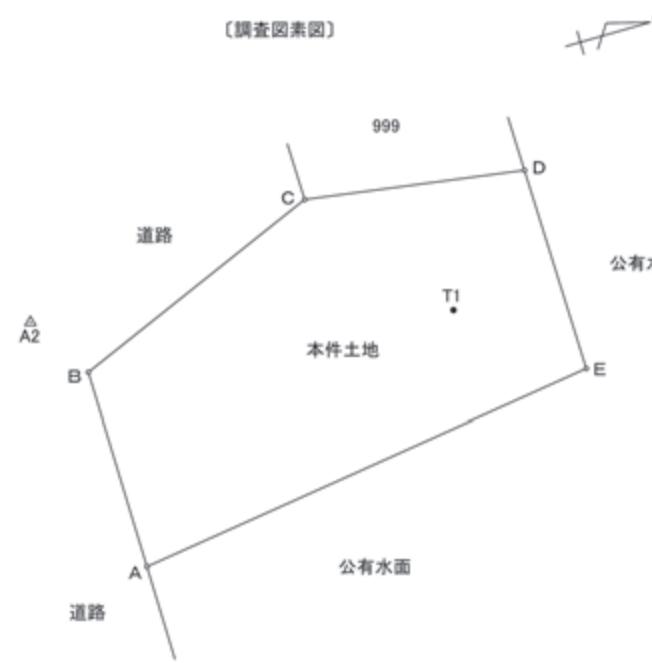


第1問 土地家屋調査士海川一郎は、A市B町一丁目2番3号に本店を有する株式会社甲野物産（代表取締役甲野太郎）から、A市B町一丁目に所在する公有水面の埋立地（次の〔調査図素図〕に示すA, B, C, D, E及びT1の各点を順次直線で結んだ部分、以下「本件土地」という。）の登記に関する相談を受け、【土地家屋調査士海川一郎の聴取記録の概要】のとおり、事情を聴取し、必要となる全ての表示に関する登記の申請手続についての代理並びに当該登記について必要な調査及び測量の依頼を受け、【土地家屋調査士海川一郎の調査及び測量の結果の概要】のとおり、必要な調査や測量を行った。

以上に基づき、次の問1から問2までに答えなさい。

〔調査図素図〕



(注) 1 〔調査図素図〕中、数字は、土地の地番を示し、A点からE点までの各点は、筆界点の位置を示す。A1及びA2の各点は、A市基準点を示す。T1は、多角点を示す。

問1 土地家屋調査士海川一郎の測量成果から、A点、B点、D点及びE点の座標値を求め、別紙第1問答案用紙の第1欄に記載しなさい。座標値は、計算結果の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。A市基準点成果表を用いて行う測量においては、距離に関する補正計算は行わないものとする。

問2 本件土地の地積を計算して、別紙第1問答案用紙の第2欄に記載しなさい。ただし、地積は測量の結果である座標値を用いて座標法により求積するもの

とする。また、地積の表示方法は、申請書に記載する場合の表示方法によるものとする。

(注) 訂正、加入又は削除をしたときは、訂正是訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確にわかるように記載すること。

【土地家屋調査士海川一郎の聴取記録の概要】

- 株式会社甲野物産は、平成30年9月1日にA市B町一丁目999番先の公有水面の区域について公有水面埋立の免許を受け、令和2年4月10日に埋立工事を完了させた。
- A県知事は、令和2年6月20日に本件土地の竣工認可の告示をし、次いで、令和2年7月10日に本件土地は、A市B町一丁目に属する旨の告示をした。
- 本件土地は、株式会社甲野物産が、海産物の日干し場として利用している。本件土地上に建物は存しない。なお、海産物の加工工場は、南側道路を挟んで対岸地に存する。

【土地家屋調査士海川一郎の調査及び測量の結果の概要】

- 各筆界点のうち、A点、B点、D点及びE点にはコンクリート杭が、C点には金属標が設置されている。
- A市基準点の成果は、次のとおりである。

点名	名 称	X座標 (m)	Y座標 (m)
A 1	A市基準点A 1	221.85	278.49
A 2	A市基準点A 2	210.04	229.90

- 測量の結果は、次の表のとおりである。観測角は、右回りの角度を示す。

測点	視準点	観測角	距離 (m)
A 2	A 1	0° 0' 0"	—
	T1	274° 22' 42'	41.97
	B	296° 50' 23'	7.94
	A	339° 51' 13'	21.64
T 1	A 2	0° 0' 0"	—
	D	124° 19' 26'	20.01
	E	215° 30' 2'	16.23

- 各点の座標値

点名	X座標 (m)	Y座標 (m)
C	234.91	209.85

教材サンプル・解答

第1欄

点名	X 座標 (m)	Y 座標 (m)
A	222.08	247.88
B	217.77	231.71
D	259.93	205.00
E	266.02	230.30

第2欄

1239 m²